

～裁決事例、判決、独自取材から紐解く～

最近の消費税紛争事案と実務上の論点

消費税の税収は2020年度に所得税、法人税を上回り、それ以降、国税トップを維持している。消費税の存在感の高まりとともに、近年は消費税を巡る紛争が増加しており、また、実務上の取扱いが必ずしも明確でない論点も生じている。なかには、課税当局による多少強引にも見える否認事例も目に付く。

そこで本特集では、裁決事例や判決を適宜紹介しつつ、最近の消費税調査の傾向、課税当局のスタンス、実務家の間で生じている現行の取扱いへの疑問の声などをお伝えする。

✓ 修正インボイスを受領した場合の仕入税額控除時期

誤記等が軽微なら課税仕入日の課税期間に仕入税額控除可とする見解も

適格請求書等を交付した適格請求書発行事業者は、これらの書類の記載事項に誤りがあった場合には、これらの書類を交付した他の事業者に対して、修正した適格請求書等（以下、修正インボイス）を交付しなければならないこととされている（消法57の4④）。仮に、課税仕入れを行った事業者が、課税仕入日の属する課税期間に受領した適格請求書の記載に誤りがあり、翌課税期間以降に修正インボイスを受領したケースでは、課税仕入日の属する課税期間あるいはその翌課税期間以降の期間のいずれにおいて仕入税額控除が認められるか、実務家の間で議論がある。

まず大前提として、帳簿や請求書等の記載は「真実の記載」であることが要求され、その記載に誤りがある場合は仕入税額控除の要件を満たさないこととされている（東京地判平成9年8月28日、広島地判平成11年2月18日等）。したがって、上記ケースは、課税

仕入れを行った日が属する課税期間の確定申告期限において、受領した適格請求書等の記載に誤りがある以上、消費税法30条7項の「帳簿及び請求書等……を保存しない場合」に該当し、仕入税額控除の要件を満たさない。一方、翌課税期間以降、修正インボイスを受領した時点で「帳簿及び請求書等……を保存しない場合」に該当しなくなることから、この時点で仕入税額控除の要件を満たすことになる。

すなわち、法定の記載事項が正しく記載され仕入税額控除の要件を満たしたのはあくまで翌課税期間以降であるため、翌課税期間以降において仕入税額控除が認められるのが原則であり、例外的に、誤記等が軽微である場合は、事後の修正の効果が遡及し、課税仕入れを行った日の課税期間において仕入税額控除が認められる余地があるとの見解がある。